

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から

登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

登録申請は、e-Taxをご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

※ 「登録申請書」は、書面にて郵送で送付することも可能です。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社(T1234...)
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号7000012050002

雇用に関心する中小企業等の皆様へ

在籍型出向により、 コロナ禍における雇用維持と 人材不足を支援します。

在籍型出向とは・・・

いわゆる出向とは、出向元企業に在籍しながら、出向先企業と新たな雇用契約関係を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。このうち、在籍型出向は、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結ぶものをいいます。

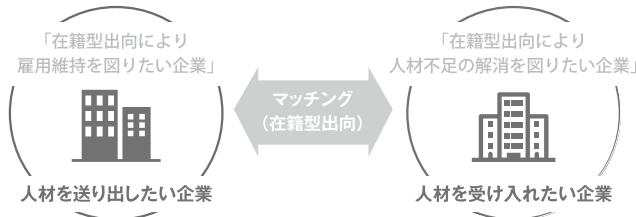
関東経済産業局、労働局、産業雇用安定センター、自治体が連携して「人材シェアマッチング」で貴社の経営をサポートします！

【こんなお悩みはありませんか？】

- ☑ 受注量の一時的な減少等により事業を縮小するが、雇用は維持したい
- ☑ 需要の急増により人材が不足している

【人材シェアマッチングを利用するメリット】

- ☑ 雇用を維持しながら人件費の抑制と人材のスキルアップを図ることが可能
- ☑ 必要に応じて一時的な人材確保が可能
- ☑ 送出、受入企業ともに要件を満たせば産業雇用安定助成金の活用が可能



- ☑ 受け入れ・送り出し双方のマッチングを専門家が支援します。
- ☑ 人材受け入れ希望企業は事業サイトで求人情報を公開できます。
- ☑ 人材送り出しを希望する企業は事業サイトから受け入れ先を探せます。

実施期間 **令和3年 5月～令和4年 3月(予定)** 支援対象となる企業 **広域関東圏※に事業所を持つ中小企業等**

※本事業の「広域関東圏」は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部10県を対象地域となります。

人材シェアマッチング 希望企業募集中!

在籍型出向による**送り出し**・**受け入れ**をお考えの企業を募集しています。事業サイト「広域関東de人材シェア!」より申し込みください。
<https://kanto-share.meti.go.jp>

関東で見つける、新しい働き方 **広域関東de人材シェア!**

広域関東で人材シェア <https://kanto-share.meti.go.jp>

お問い合わせ **人材シェアマッチング事業運営事務局 (株式会社学情)** 〒104-0061 東京都中央区銀座6-18-2 野村不動産銀座ビル15階 Tel:03-3545-7330 Mail:kanto-jinzai@gakujo.ne.jp

経済産業省 関東経済産業局

本事業は「令和3年度関東経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」の委託を受けて実施しています。

人材シェアマッチングの流れ

お申し込みいただいた貴社の情報をもとに、産業雇用安定センターから貴社へご連絡の上ヒアリングを実施し、マッチングサポートを開始します。



※マッチングサポート：情報を受けた(公財)産業雇用安定センターはまずは貴社本社所在都県内でマッチングを実施します。所在都県内に該当企業がない場合は、隣県へと範囲を広げ実施します。

(公財)産業雇用安定センターとは

企業間の出向や移籍を無料で支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。
センターHP：<http://www.sangyokoyo.or.jp/>



在籍型出向の具体例

【CASE1】 送出企業 | 観光バス会社

訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

出向期間5か月
出向労働者2名

受入企業 | 精密部品運送会社

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。

【CASE2】 送出企業 | 金属材料製造業

コロナの影響により需要が落ち込んでいる。熟練工の雇用維持を図りたい。

出向期間2か月
出向労働者13名

受入企業 | 製麺業

これまで人手不足が続いており苦慮してきた。特に冬場の人員確保は深刻な問題。一時的な出向でもよいので、製麺作業員として受け入れたい。

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。

【助成内容等】

労働者(雇用保険被保険者)を在籍型出向させることによりかかる次の経費について、出向元企業と出向先企業とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの企業へ支給(申請手続は出向元企業が行う)。

○出向運営経費

出向元企業および出向先企業が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

		中小企業	中小企業以外
助成率	出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9/10	3/4
	出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4/5	2/3
上限額(一人一日当たり)		12,000円/日(出向元・先の計)	

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元企業が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先企業が出向者を受け入れるための機器や備品等の整備等の出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
業種等による加算額	各5万円/1人当たり(定額)	

※産業雇用安定助成金に関する問い合わせは、以下にご連絡ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター 電話番号 0120-60-3999 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17655.html



「人材確保等促進税制」のご案内

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため外部人材の獲得や、厳しい雇用情勢の中での雇用の維持・確保のための在籍型出向の受け入れ、人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除措置が講じられます。

<適用要件>

◎通常要件：新規雇用者給与等支給額が、前年度より2%以上増えていること

◎上乗せ要件：教育訓練費が、前年度より20%以上増えていること

<税額控除>

控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を法人税額等から税額控除

控除対象新規雇用者給与等支給額の20%を法人税額等から税額控除

ただし、税額控除額は法人税額等の20%を上限とする

※税制に関する詳細は、右記の経済産業省ホームページをご確認ください。<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

